

富山県訪問介護等サービス提供体制確保支援事業費補助金交付要綱

(通 則)

第 1 条 この要綱は、国が定める「令和 7 年度(令和 6 年度からの繰越分)介護保険事業費補助金(訪問介護等サービス提供体制確保支援事業及び介護人材確保のための福祉施策と労働施策の連携体制強化事業)交付要綱」(令和 7 年 3 月 27 日厚生労働省発老 0327 第 1 号厚生労働事務次官通知別紙。)及び「訪問介護等サービス提供体制確保支援事業実施要綱」(令和 7 年 2 月 5 日老発 0205 第 3 号厚生労働省老健局長通知別紙。以下「実施要綱」という。)並びに富山県補助金等交付規則(昭和 37 年富山県規則第 10 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、富山県訪問介護等サービス提供体制確保支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第 2 条 この補助金は、特に顕著な人材不足が進んでいる訪問介護等のサービスについて、経験年数の短い者でも安心して働き続けられる環境整備や、地域の特性・事業所規模を踏まえた経営支援に必要な経費の一部を補助することにより、介護保険制度の円滑な運営に資することを目的とする。

(補助対象事業)

第 3 条 この補助金は次に掲げる事業を対象とし、対象メニュー、補助対象経費、補助上限額等は、別表 1 及び別表 2 のとおりとする。

(1)人材確保体制構築支援事業

事業所における研修体制の構築や、職員が安心して働き続けられる環境整備、中山間・離島等地域の特性や事業所規模等に応じた人材確保を推進するための事業

(2)経営改善支援事業

事業所における経営基盤の強化や、経営状況の改善等に資するための事業

(定義)

第 4 条 別表 1 及び別表 2 における中山間地域等とは、「厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域」(平成 21 年厚生労働省告示第 83 号)の第 1 号に定める地域を、離島等地域とは、「厚生労働大臣が定める地域」(平成 24 年厚生労働省告示第 120 号)に掲げる地域を指す。

(補助金の交付)

第 5 条 知事は、次条に規定する事業実施主体が、前条に規定の事業を実施するにあたり必要な経費について、予算の範囲内で、補助金を交付するものとする。

2 補助金は、原則精算払いとする。

ただし、別表 1「ア:研修体制の構築の支援」のみ、希望があれば、令和7年度内に職員の資質向上に必要な取組みを行う誓約をもって概算払いも可能とする。

(補助対象となる主体)

第 6 条 この補助金の補助対象となる事業所は、富山県内に所在する訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所及び夜間対応型訪問介護事業所(以下「事業所」という。)とする。

(補助金の算定方法)

第 7 条 この補助金の補助額は、別表に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(申請手続)

第 8 条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第 1 号)に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第 9 条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)する場合には、変更承認申請書(様式第2号)に関係書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) 事業を行うために締結する契約については、県の補助を受けて行う事業であることに留意し、適正な価格で契約するものとする。
- (3) 事業を中止し、又は廃止(一部中止又は廃止を含む。)する場合には、中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、この事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理するとともに、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後から5年間保存しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)で定めている耐用年数を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(7) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(8) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、別紙様式第5号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30 日までに知事に報告しなければならない。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(軽微な変更)

第 10 条 前条第 1 号に規定する軽微な変更とは、補助金額の増額を伴わず、かつ、次に掲げる変更以外の変更をいう。

(1) 事業の内容を著しく変更すること。

(2) やむを得ない事由以外の事由により補助金額を 20 パーセント以上変更すること。

(交付の決定)

第 11 条 知事は、補助金交付申請書の提出があったときは、当該補助金交付申請書の内容を審査し、適当と認めたときは、予算の範囲内において当該申請者に対し、補助金を交付するものとする。

(実績報告書の提出)

第 12 条 補助金に係る実績報告を行おうとする者は、補助金実績報告書(様式第4号)に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消)

第 13 条 知事は、補助事業者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、第 11 条の規定により交付決定を行った補助金の全部または一部を取り消すことができるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年5月 20 日以降に交付申請のあった補助金から適用する。

別表 1

	(1) 人材確保体制構築支援事業			
メニュー	ア:研修体制の構築の支援	イ:中山間地域等・離島等地域における採用活動の支援	ウ:経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援	
対象 経費	ホームヘルパーや介護職員等の資質向上・定着促進に資する研修計画の作成など、研修体制の構築のための取組に要する経費	中山間地域等(「厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成二十一年厚生労働省告示第八十三号)」の第一号に定める地域をいう。以下同じ。)及び離島等地域(「厚生労働大臣が定める地域(平成二十四年厚生労働省告示第百二十号)」に掲げる地域をいう。以下同じ。)に所在する事業所が、 <u>当該地域外の求職者に対して採用活動を実施する場合に</u> 、地理的条件等により発生するかかり増し経費	事業所のホームヘルパーが、一定期間、経験年数の短いホームヘルパーや訪問業務に従事した経験のない介護職員等に同行し、訪問介護等サービスの質の確保を図るための技能・技術の向上に向けた指導を行う取組に要する経費 ※経験年数の短いヘルパー1人につき 30 回まで	
対象 経費例	- 介護人材の資質向上や定着促進に資する効果的な研修カリキュラムの作成・見直しやキャリアアップの仕組みづくりに要する費用 - 介護職員のスキルアップのための研修等の受講に要する費用	- インターンの受け入れや職場体験等を実施するにあたり、定期船の運航時間その他の事情で参加者の滞在が必要となる場合に要する経費 - 都市部等で実施される合同説明会や就職フェアなどに出展する場合の移動に係る経費	同行支援に係るかかりまし経費 ※同行する回数や期間については、経験年数の短いホームヘルパー等の個々の状況により、事業所により適切に判断すること。	
補助 上限	10 万円／事業所	30 万円／事業所	中山間地域等又は離島等地域 ¹ に所在する事業所	(30 分未満)3,500 円／回 (30 分以上)5,000 円／回
			中山間地域等又は離島等地域 <u>以外</u> に所在する事業所	(30 分未満)2,500 円／回 (30 分以上)4,000 円／回

1 「中山間地域等又は離島等地域」とは、本県では、富山市以外に所在する事業所を指す。
ただし、大山、福沢、卯花、大長谷、仁歩、野積、旧山田村全域は、離島等地域に含む。

別表 2

	(2) 経営改善支援事業				
メニュー	ア:経営改善の支援	イ:登録ヘルパー等の 常勤化の促進の支援	ウ:小規模法人等の協働化・大規模化の取組の支援		エ:介護人材・利用者確保のための 広報活動に関する支援
対象 経費	経営基盤の強化及び経営状況の改善、加算の新規取得支援等を目的とした専門家への委託等にかかる経費	登録ヘルパー等(勤務日及び勤務時間が不定期な登録ヘルパーや非常勤のホームヘルパーをいう。以下同じ)の常勤化を促進するために要する経費	小規模な法人を中心とした複数の法人により構成される事業者グループが、地域の状況や事業規模を踏まえた法人間の連携を促進し、相互に協力して行う人材育成や経営改善に向けた取組に要する経費		事業所が介護人材や利用者の確保のために行うホームページの開設・改修に係る経費や広報宣材の作成・印刷等の広報に要する経費
要件	—	—	事業者グループには、次の(ア)から(エ)のいずれかに該当する法人を1以上含むこと (ア) 1法人あたり1の訪問介護等事業所を運営する法人 (イ) 運営する訪問介護等事業所の前年度のいずれかの月における延べ訪問回数が概ね 200 回以下である場合 (ウ) 運営する訪問介護等事業所の職員数が常勤換算方法で平均5人以下の法人 (エ) 運営する訪問介護等事業所が全て中山間地域等又は離島等地域に所在する法人		—
対象 経費例	・ コンサルタント事業者や社会保険労務士等への委託費 ・ 経営改善に向けた事務作業を行うための臨時職員を雇用した経費	・ 登録ヘルパー等が常勤職員としての雇用を希望する場合に必要な賃金等の差額の経費 ・ 登録ヘルパー等の離職に伴い、新たに常勤のホームヘルパーを雇用する際に生じる賃金等の差額の経費	・ 人材募集や一括採用、合同研修等の実施 ・ 従業員の職場定着や職場の魅力発信に資する取組 ・ 人事管理や福利厚生、請求業務等のシステム共通化 ・ 物品調達の合理化のための共同購入の取組 ・ 協働化等にあわせて行う ICT インフラの整備		・ HP の開設、改修費 ・ リーフレット、チラシ等の作成費
補助 上限	40 万円／事業所	10 万円／月×最大 3 ヶ月 (常勤化職員1人につき)	事業者グループに要件(エ)の法人を含まない場合	150 万円／事業者グループ	30 万円／事業所
			事業者グループに要件(エ)の法人を1以上含む場合	200 万円／事業者グループ	